

公益財団法人和歌山県消防設備保守協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、消防機関等と連携して、防火・防災管理対象物関係者その他一般県民に対する防火・防災管理、消防用設備等の設置及び保守点検並びに防火・防災思想の普及啓発を行うとともに、消防設備関係業務に携わる者の資質の向上を図ることにより、火災・災害を防止し、県民の生命及び財産を火災・災害から保護し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 消防用設備等の設置及び維持に関する普及啓発
- (2) 消防用設備等に関する調査及び研究
- (3) 消防用設備等に関する情報の収集及び提供並びに資料の作成及び配布
- (4) 消防用設備等の関係者に対する指導及び教育
- (5) 消防設備点検資格者及び消防設備士の育成及び資質向上に関する指導及び教育
- (6) 防火・防災管理対象物関係者に対する防火・防災管理に関する教育啓発
- (7) 消防用設備等及び防火・防災管理に関する業務の適正化促進
- (8) 一般県民に対する防火・防災思想の普及啓発
- (9) 消防機関等関係行政機関及び関係団体との連絡調整
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は、和歌山県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産)

第5条 協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定められたものとする。

3 基本財産は、協会の目的を達成するために、理事長が善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分し、若しくは基本財産から除外しようとするとき、又

はその全部若しくは一部を担保に供しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

5 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資金の借入れ)

第6条 理事長は、予算で定める限度内において、必要に応じ、資金の一時借入れを行うことができる。ただし、事業年度を越えて借入れをするときは、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 協会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 理事長は、理事会が承認した事業計画書等を直近の評議員会に報告するものとする。

3 事業計画書等については、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 財産目録

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 理事長は、前項第3号の書類を公告しなければならない。

3 理事長は、第1項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記

載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 協会に評議員8名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件のいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独

立行政法人

- ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、理事又は監事と兼ねることができない。

4 法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員の選任に関し必要な事項は、評議員会が定める。

5 評議員としてふさわしくない行為があつたときは、評議員会の決議により、解任することができる。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は、妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（評議員会の構成等）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 理事及び監事は、評議員会に出席し、評議員から特定事項について説明を求められた場合には、法令の定めるところにより、当該事項について必要な説明をしなければならない。

（評議員会の権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額及び支給基準等並びに損害賠償責任の一部免除
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 合併、事業全部の譲渡、清算終了までの事業の継続及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対し、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項その他の法令で定める事項を示した通知をし、定時評議員会にあっては貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに事業報告及び監査報告も提供して、招集する。

- 2 評議員は、法令の定めるところにより、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求し、又は評議員会を招集することができる。

(評議員会の決議等)

第19条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員又は監事の解任
- (2) 理事及び監事の損害賠償責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 合併、事業全部の譲渡、清算終了までの事業の継続及び残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令及びこの定款で定められた事項

- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、一般社団財団法人法第194条又は第195条の要件を満たしたときは、評議員会の決議又は評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の運営)

第20条 法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会が定める。

第6章 役員等

(役員の設定)

第21条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

3 理事のうち1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団財団法人法上の代表理事とし、同項の副理事長及び前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事及び監事の選任については、第12条第2項の規定中「評議員」とあるのは「理事及び監事」と読み替えて、同項の規定を準用する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 法令及びこの定款に定めるもののほか、理事及び監事の選任に関し必要な事項は、評議員会が定める。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、代表理事として、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐するとともに、業務執行理事として、理事会の定めるところにより協会の業務を分担執行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、業務執行理事として、理事会の決議に従って協会の常務を処理する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に、4箇月を超える間隔で、2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事長が評議員会に提案しようとする議案、書類その他の資料を調査しなければならない。

4 監事は、第1項から前項までに定めるもののほか、法令に定める職務を行い、及び権限を行使する。

5 法令及びこの定款に定めるもののほか、監査及び調査その他監事の職務に関し必要な事項は、監事が協議して定める。

(役員任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は、妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 理事長、副理事長及び常務理事の任期は、理事の任期満了の時までとし、任期の満了前に退任した理事長、副理事長又は常務理事の補欠として選定された理事長、副理事長又は常務理事の任期は、退任した理事長、副理事長又は常務理事の任期が満了する時までとする。
 - 5 理事長、副理事長又は常務理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお理事長、副理事長又は常務理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 理事長、副理事長又は常務理事は、理事会の決議によって解職することができる。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会が定める総額の範囲内で、評議員会が定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の定めるところにより、報酬等として支給することができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。

(顧問)

- 第28条 協会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 3 顧問の委嘱期間は、2年以内の必要な期間とする。ただし、再委嘱は、妨げない。
 - 4 顧問は、協会の重要な事項につき、理事長の諮問に応じて助言し、又は必要に応じて意見を述べるることができる。
 - 5 顧問は、無報酬とする。
 - 6 顧問には費用を弁償することができる。

(事務局)

第29条 協会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、重要な使用人の任免については、理事会の決議を経なければならない。

4 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職並びに重要な使用人の任免

(4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備並びにそれに関する規程（この定款で評議員会が定めるとしているものを除く。）の制定及び改廃

(6) 事業計画及び収支予算の決定

(7) 評議員会の招集の決定

(8) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、毎年度5月と3月の2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が在任中に死亡し又は所在不明になった場合は、あらかじめ理事会が定める順位に従い、副理事長が招集する。

2 前項の招集は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時、場所及び目的である事項を示した通知をして、行うものとする。

3 理事長以外の理事又は監事は、法令の定めるところにより、理事長に対し、理事会の目的である事項を表示して、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が議長に当たれない事由がある場合は、あらかじめ理事会が定める順位に従い、副理事長がこれに当たる。

(理事会の決議等)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、この定款で別に定めるもののほか、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団財団法人法第197条において準用する第96条

又は第98条の要件を満たしたときは、理事会の決議又は理事会への報告があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
 - (2) 第33条第3項の規定に基づき招集された理事会であるときは、その旨
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 一般社団法人規則第15条第3項第5号イからハまでの規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (6) 理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名
 - (7) 議長の氏名
- 2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。
- 3 前条第2項の規定に該当する場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号。以下「一般社団法人規則」という。）第15条第4項各号に定める事項を記載した議事録を作成するものとする。
- 4 協会は、理事会の日から10年間、その議事録を事務所に備え置かなければならない。
- 5 評議員は、協会の業務時間内は、いつでも、理事会の議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(委員会)

第37条 協会は、第4条の事業を円滑に運営するため、必要に応じ、理事会の決議に基づいて、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の権限、構成及び運用に関し必要な事項は、理事会において定めるものとする。

第8章 会員

(会員)

第38条 協会の行う事業の円滑化を図るため、協会に次の会員を置くことができる。

正会員 消防用設備等の工事及び整備並びに点検等消防設備関係業務を営む事業者
賛助会員 協会の目的に賛同し、協会に加入した個人又は団体

- 2 会員の入会及び退会に関し必要な事項については、理事会の決議を経て、理事長が定める。
- 3 協会の名誉を毀損し、又は品位を傷つける行為をした会員は、理事会において出席理事の3分の2以上の決議により除名することができる。

(会費及び入会金)

第39条 会員は、会費を納入しなければならない。入会した会員は、入会金を納入しな

なければならない。

2 前項の会費及び入会金の額については、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(抛出金品の不返還)

第40条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金は、返還しない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条の規定についても適用する。

(解散)

第42条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 協会の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第46条 法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会の権限に属するもので必要な事項は、評議員会が定める。

2 法令及びこの定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項(前項の事項は除く。)は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときの事業年度については、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 協会の最初の理事長は、谷崎博志とする。

4 協会の最初の副理事長は、次に掲げる者とする。

土井 深

湯川幸司

5 協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

野井和重 植野博司 崎山宏之

武内明彦 中野 勇 吉川幸夫

野田紘世 岩中壯介 井川信一

小池康生 丸山慶治 牧野正博

瀨本黎二 赤井雅哉 森中道昭